

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 転入者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 第7条第1項に規定する事業計画の認定申請の日（以下「認定申請日」という。）及び当該認定申請日の前1年間において魚津市に住民票を有していない者

イ 認定申請日において魚津市に住民票を有する者のうち、転入した日以後2年を経過していない者であって、当該転入した日の前1年間において魚津市に住民票を有していない者

(2) 市内居住者 認定申請日において魚津市に住民票を有する者であって、前号イに該当しないものをいう。

(3) 住宅 居住を目的とする一戸建ての建築物をいう。

(4) 住宅取得額 住宅の新築又は購入に要する費用（土地の取得及び敷地造成工事に係る費用を含めず、かつ、消費税及び地方消費税相当額を除く。）をいう。

(5) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づき本市が策定した魚津市立地適正化計画に定める居住を誘導すべき区域をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、居住誘導区域への定住を支援するため、転入者又は現に居住誘導区域外に居住する市内居住者（以下「転入者等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 居住誘導区域内に所在すること。

(2) 住宅取得額が100万円以上であること。

(3) 認定申請日以前において、第7条第1項に規定する申請者又はその配偶者が所有権の登記名義人でないこと。

(4) 建築基準法等の関係法令に適合していること。

(5) 併用住宅にあっては、居住用以外の部分の床面積が50平方メートル未満かつ延床面積の50パーセント未満であること。

2 前項の規定にかかわらず、公共工事等に伴う移転補償により取得した住宅は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象住宅を取得する転入者等で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 補助対象住宅に自ら居住すること。

(2) 補助対象住宅の所有権の登記名義人となる者であること。

2 補助対象住宅の所有権の登記名義人が共有名義となる場合は、共有名義に係る共有者のうち1人を補助対象者とする。

(補助対象経費等)

第6条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
転入者	住宅取得額	4%	50万円
現に居住誘導区域外に居住する市内居住者			30万円

2 前項の規定により算出した補助金の額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、補助対象住宅1棟につき1回に限るものとする。

(事業計画の認定申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金事業計画認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、補助金の交付の対象となる事業計画である旨の認定を受けなければならない。

(1) 付近見取図、配置図、各階平面図及び求積表

(2) 住民基本台帳法（昭和24年法律第81号）に基づく世帯全員の住民票の写し

(3) 申請者の戸籍の附票の写し（前号の住民票の写しにより、認定申請日又は魚津市に転入した日の前1年間において魚津市に住民票を有していないことが確認できる場合は不要）

(4) 住宅取得額が分かる書類

(5) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の認定申請は、原則として新築住宅の場合は着工前、建売住宅及び

中古住宅の場合は建物に係る所有権移転登記の前に行わなければならない。

3 市長は、申請者が次に掲げる者であるときは、当該申請に係る計画を認定しないことができる。

(1) 市税等を滞納している者（同一世帯に市税等を滞納している者がある場合を含む。）

(2) 建築基準法、都市計画法その他関係法令の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従わない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認めるもの

(3) 前2号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者

(事業計画の認定の通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定による事業計画の認定申請があったときは、その内容を審査し、事業計画の認定の可否について決定し、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金事業計画認定（不認定）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、第17条に規定する補助金の会計年度が翌年度以降となることが見込まれる場合であっても、前項に規定する認定の通知を行うことができる。

3 前項の規定による認定は、翌年度以降の予算が成立することを条件として、その予算の範囲内において行うものとする。

4 第2項の規定による通知を受けた者は、翌年度以降の予算が成立しなかった場合、又は予算額が減額された場合において、認定された補助金の全部又は一部が交付されないことがあることを承諾しなければならない。この場合において、申請者に損害が生じた場合には、市はその責を負わない。

(認定計画の変更)

第9条 前条の認定の通知を受けた者（以下「認定者」という。）は、前条の規定に基づき認定を受けた事業計画（以下「認定計画」という。）を変更しようとするときは、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金事業計画変更認定申請書（様式第3号）を市長に提出し、変更の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業計画の認定申請の変更の申請があったときは、その内容を審査し、事業計画の変更の可否について決定し、当該認定者に通知するものとする。

(認定計画の中止)

第10条 認定者は、第8条の規定による認定の通知があった日以後において

、認定計画を中止しようとするときは、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金事業中止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第11条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。

（2） 認定計画と異なる建築工事を行ったとき。

（3） 認定の通知があった日以後において、第7条第3項各号に該当する者となったとき。

（4） 認定の通知があった日から3月以内に認定計画の事業に着手しないとき又は当該通知のあった日から2年以内に当該事業が完了しないとき。

（交付申請及び実績報告）

第12条 認定者は、事業完了の日から起算して1月を経過する日又は事業完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金額算出表（別紙1）

（2） 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（新築住宅又は建売住宅の場合）

（3） 建物の登記事項証明書（権利部甲区において、認定者が当該住宅の所有権を取得したことが確認できるものに限る。）

（4） 工事請負契約書又は売買契約書等の写し

（5） 転入者においては転入後、市内居住者においては転居後の世帯全員の住民票の写し

（6） 世帯全員の市税等の完納又は滞納がないことを確認できる書類

（7） 建物（工事）引渡書の写し（新築住宅の場合）

（8） 住宅の外観写真

（9） 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

2 前項に規定する事業完了の日は、次のいずれかのうち一番遅い日とする。

（1） 認定者が当該補助対象住宅へ住民票を異動した日

（2） 当該補助対象住宅に係る建物の登記事項証明書における認定者に係る権利部甲区部分の受付年月日

（3） 当該補助対象住宅の引渡日（新築住宅のみ）

（交付決定等）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該

交付申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否の決定及び額の確定を行ったときは、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第6号）により、認定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の交付決定通知を受けた者は、補助金の請求をしようとするときは、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金請求書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の取消し）

第15条 市長は、第13条の規定により交付決定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令若しくはこの要綱に違反したとき又は市長の処分に違反したとき。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、その補助金の一部又は全部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

（補助金の年度帰属）

第17条 補助金の交付を受けるべき会計年度は、第12条に規定する事業完了の日の属する年度とする。

（予算の範囲内での実施）

第18条 第3条に規定する予算の範囲内での実施のため、補助金の交付については、第7条に規定する事業計画の認定申請の受付順とし、当該認定申請に係る補助金の累計が予算額に達したときは、年度の途中であっても受付を終了するものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和3年3月22日魚津市告示第40号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第7条に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

(魚津市転入者住宅取得支援制度補助金交付要綱の廃止)

- 3 魚津市転入者住宅取得支援制度補助金交付要綱(平成24年魚津市告示第20号。以下「旧要綱」という。)は廃止する。

(経過措置)

- 4 この告示の施行の際、旧要綱第6条の規定により現に事業計画の認定を受けている者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(令和6年4月1日魚津市告示第88号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和7年3月21日魚津市告示第61号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月31日魚津市告示第90号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき認定申請がなされたものについては、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金
事業計画認定申請書

魚津市長

宛

申請者 住所
氏名
連絡先（電話）

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金の交付の対象となる旨の認定を受けたいので、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

建築場所又は所在地	魚津市	
住宅の取得費用	(税抜)	円
補助金交付申請予定額		円
補助対象区分 (<input checked="" type="checkbox"/> してください)	<input type="checkbox"/> 転入者 ・ <input type="checkbox"/> 市内居住者	
取得区分 (該当するもの1つに <input checked="" type="checkbox"/> してください)	<input type="checkbox"/> 新築 ・ <input type="checkbox"/> 建売 ・ <input type="checkbox"/> 中古	
延床面積（予定）	①自己の居住部分	m ²
	②居住以外の部分（併用住宅の場合）	m ²
	③合計（①+②）	m ²
	（併用住宅の場合 ②<50 m ² かつ②/③<0.5）	
新築のとき	着工（予定）年月日	年 月 日
建売・中古のとき	所有権移転登記 （予定）年月日	年 月 日
	事業完了（予定）年月日	年 月 日
	補助金の会計年度	年度
その他に関する事項 (<input checked="" type="checkbox"/> してください)	<input type="checkbox"/> 市税等を滞納していません（世帯全員）	
	<input type="checkbox"/> 審査に必要な範囲で、関係機関への照会等が行われることに同意します	

備考

併用住宅の場合は、居住以外の部分の床面積<50 m²、居住以外の面積/延床面積<0.5である必要があります。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金
事業計画認定（不認定）通知書

（申請者）

様

魚津市長

年 月 日付けで申請のありました魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金事業計画認定申請については、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、認定（不認定と）したので通知します。

（不認定の理由）

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金
事業計画変更認定申請書

魚津市長

宛

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた事業計画
について、当該計画を変更したいので、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補
助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

変更内容及び変更理由

変更前の内容	変更後の内容	変更理由

様式第 4 号（第 10 条関係）

年 月 日

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金
事業中止届

魚津市長

宛

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた事業について、当該事業を中止したいので、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

中止の理由

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金
交付申請書兼実績報告書

魚津市長

宛

申請者 住 所

氏 名

連絡先（電話）

魚津市居住誘導区域住宅取得支援事業が完了し、補助金の交付を受けたいので、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助金交付申請額		円
住宅の取得費用		(税抜) 円
事業 の 成 果	建築場所又は 所在地	魚津市
	補助対象区分 (<input checked="" type="checkbox"/> してください)	<input type="checkbox"/> 転入者 ・ <input type="checkbox"/> 市内居住者
	事業完了日	年 月 日
	延床面積	①自己の居住部分 m^2 ②居住以外の部分（併用住宅の場合） m^2 ③合計（①＋②） m^2 （併用住宅の場合 ② < 50 m^2 かつ ② / ③ < 0.5）
認定通知書の 番号及び日付		年 月 日付け 第 号
その他に関する 事項 (<input checked="" type="checkbox"/> してください)		<input type="checkbox"/> 審査に必要な範囲で、関係機関への照会等が行われることに同意します

様式第 6 号（第 13 条関係）
魚津市指令 第 号

（申請者）
氏 名

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のありました魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金について、次のとおり決定したので、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付します
補助金額

円

交付条件

2 交付しません。
交付しない理由

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金
請求書

魚津市長

宛

申請者 住 所
氏 名

印

請求金額

円

ただし、 年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金として上記の金額を請求します。

。なお、次の口座に振込願います。

※申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所					
	金融機関コード [※]				店舗コード [※]					
口座名義人 (預金者名)	フリガナ									
	氏 名									
種 別	1	普通	口座番号							
	2	当座								
	3	その他()								

別紙 1 (第12条関係)

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金額算出表

1. 住宅取得費用 (土地等の取得費用は除く。)

_____ (税抜) _____ 円

2. 補助金額算出表 (1万円未満端数切り捨て)

対象者	区分※	補助率	限度額	金額
<input type="checkbox"/> 転入者	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> 中古	4 %	50 万円	万円
<input type="checkbox"/> 市内居住者	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> 中古	4 %	30 万円	万円

を記入してください

※区分について

新築住宅 自ら居住することを目的に新たに発注する住宅で、建築後1年以内の住宅 (建物の構造が独立し、かつ、居住のための機能が全て備わっていれば、増築も含む。)

建売住宅 築3年以内の入居履歴のない住宅

中古住宅 新築住宅又は建売住宅ではない建築済の住宅